

近江八幡市立総合医療センター自動販売機設置仕様書

1 自動販売機の設置箇所等

施 設 (所在地)	物件 番号	設置 箇所	貸付 面積	最低納付率 (%)	電 気 料 金 (1 回/3 ヶ月)	容 器
近江八幡市立総合 医療センター 近江八幡市土田町 1 3 7 9 番地	①	位 置 図 参照	1.1 m ² (1100×1000)	30%	・積算電力量計 により医療セ ンターが定め た単価で算出 する。	缶・ペット ボトル・ビン
	②	位置図 参照	0.666 m ² (900×740)			
	③	位置図 参照	0.696 m ² (800×870)			紙パック・ 缶・ペット ボトル
	④	位置図 参照	0.788 m ² (1050×750)			
	⑤	位置図 参照	1.07 m ² (1150×930)			缶・ペット ボトル

※ 物件番号①～⑤の全てを同一設置業者で募集する。

※ 物件番号①に設置する自販機については検定付電力量計を同時に設置すること。

※ 上記①～⑤の全てにおいて設置可能な機種を選定して設置すること。

※ 上記のとおり電気料金は使用電力量と 1 kwh あたりの単価により算出し、別途納付することとし、貸付料には含まれません。

2 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、上記 1 に定める設置スペース内に設置できるものとし、重量は約 600kg 以下とする。
- (2) 機種は消費電力 1.5 kw 以内のものとする。
- (3) 硬貨及び紙幣が使用できる機種とすること。
- (4) 自動販売機の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置事業者の負担とする。
- (5) 自動販売機の設置にあたっては耐震対策を施すこと。その際、できる限り建物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (6) 電気料金は、積算電力量計による使用量から当医療センターが定める単価（円/kwh）にて算出するものとする。**(物件番号①以外の電力量計は当医療センターにて設置する)**
- (7) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (8) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情の際の設置業者の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 設置事業者は、自動販売機を撤去したときは、設置事業者の責任と負担のもとに現状復旧を行い、施設担当者の確認を受けること。

3 販売品目の条件

- (1) 酒類・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については缶、ペットボトルなど密閉式の容器とすること。
- (4) 商品の具体的な構成については、施設担当者との協議によること。

- (5) 全ての設置自販機において温・冷切替可能な機種を選定し、季節に応じた温・冷切替措置を行うこと。

(※切替時期については、施設担当者と協議して決定すること。

- (6) 販売価格については、受託企業の通常販売価格より安価にすること。

4 維持管理責任

- (1) 当該自動販売機の設置及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は、設置事業者の責任により維持管理すること。
- (2) 設置事業者は、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 自動販売機にかかる電気料金については、設置事業者の負担とし、当医療センターが指定する期日までに全額納付すること。(1回/3ヶ月)
- (4) 回収ボックスの使用済み容器を適時、適切に回収し、周辺の清掃を行うこと。販売機の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については施設担当者の指示に従うこと。
- (5) 自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、当医療センターの責に帰さない事由による場合は、設置事業者により補償すること。
- (9) 当医療センターは、当医療センターの責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。
- また、設置事業者は、自動販売機が毀損、汚損したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる費用は設置事業者の負担とする。

5 その他

- (1) 設置事業者は、火災等に係る保険に加入するなど、自動販売機により発生した火災等に対して、全て自動販売機設置業者の責任と負担において対処するものとする。
- (2) この仕様書の定めのほか、協議すべき事項が生じた場合は、その都度双方協議のうえ定めるものとする。